

本校生徒
保護者 各位

東京都立文京高等学校長

岡田 正治

(公印省略)

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については、東京都教育委員会からの通知やガイドラインに則り、感染症対策を徹底した教育活動を継続してきたところです。

既に報道等にて御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行することとなりました。

これに伴い発出された文部科学省からの通知を受け、東京都教育委員会から、令和 5 年 4 月 28 日付 5 教総総第 340 号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」及び同日付 5 教総総第 341 号「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が各都立学校長あて発出され、改正された省令に基づき適切に対応するとともに、改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）を参考に、従来の感染症対策の見直しを行い、生徒が充実した学校生活を送るため、学校の実情に応じた対応をするよう示されました。

つきましては、同通知等に基づき、下記のとおり対応いたしますので、保護者の皆様におかれましては、お子様と内容を御確認の上、感染拡大防止に向けた感染症対策の実施について、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の出席停止の期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校が別に示す用紙を提出する。
- (3) 出席停止解除後、発症から 10 日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- (4) 令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。
- (5) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しない。

2 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の主な改定内容及びその留意事項等

学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となる。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。また、これまでもお示ししており、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となる。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられる。

3 その他

- (1) 感染等の事実が判明した場合は、学校へ速やかに御連絡ください。
- (2) お子様の登校や活動に関して、不安や疑問がある場合は、下の問合せ先へ御連絡ください。

(問合せ先)

東京都立文京高等学校
副校長 浜崎 伸一
電話 03-3910-8231